

調達要領指定書	調達要求番号	不用物品売却要求第2号
	調達要求年月日	令和7年 7月16日
	作成部課	玖珠駐屯地業務隊
	作成年月日	令和7年 7月16日
品名	使用済自動車の売払い	
仕様書番号	GV-Z001013E	
解体・破砕場所	官側が指定する自衛隊などの敷地内の施設	

## 指定事項

### 1 総則

玖珠駐屯地における使用済車両売払いにおける要領について指定する。

#### 1.1 使用済車両売払い予定車両

品名	型式	単位	数量	備考
3 1/2 tトラック	SKW475	台	4	
3 1/2 tトラック	SKW476	台	1	
1/2 tトラック	V16BBRSFA	台	1	
水トレーラー	WT-1000	台	1	

#### 1.2 現地（物）確認

車両解体作業に関する、現地（物）確認は、公告掲載期間の平日0830から1700までの間とし、契約相手方は現地（物）確認をしようとする7日前までに契約担当官に対し通知する。この通知により協議し、その期間を決定するものとする。

#### 1.3 代金の引き渡し

1.3.1 解体作業等の5日以内に納付する。納付確認後、各作業を開始する。

1.3.2 納付は令和8年3月27日を超えてはならない。

## 2 売払いに関する要求事項

### 2.1 一般的要求

仕様書は（GV-Z001013E）に定めるとおりとする。

#### 2.1.1 申請先

大分県西部保健所衛生課生活衛生・環境班

#### 2.1.2 申請時期

玖珠駐屯地での作業開始30日前までに申請を完了し、当該作業に関する許可の可否を14日前までに契約担当官へ通知する。当該通知がない場合は解体作業を認めない。

## 3 提出書類

3.1.1 陸上自衛隊仕様書（GV-Z001013E）の表1に示す書類及び使用済自動車引取証明書（様式は、図4による。）を提出する。

3.1.2 提出書類は期限内に玖珠駐屯地業務隊補給科補給班へ提出し点検を受ける。

### 3.2 関連企業確認

契約相手方については、関連企業と同作業をする場合は、関連企業を含む名簿を提出すること。

### 3.3 作業工程の提出（官側への通知）

作業場所の使用要領及び作業開始から鉄くず回収までの作業工程の概案を官側へ通知する。

## 4 解体・破砕に関する要求事項

4.1 解体・破砕は官側の立合いのもと実施すること。

4.2 駐屯地廃車置き場から官側が指定する解体場所までの車両等の移動については、契約相手方が実施するものとし、解体等については、契約相手方の責任により実施するものとする。

4.3 解体作業場所（解体による使用区域）

車両解体作業を行う場所については、玖珠駐屯地内（整備工場）を基本とし、現地（物）確認時に、解体作業で使用する場所を確認する。

4.4 解体等作業日の決定にあたっては相互調整により決定し、予定が変更になる場合については連絡すること。

4.5 作業時間は、平日0830～1700までの間とし、1200～1300は作業を中断する。休日に作業を希望する際は、申請時に申し出るものとする。この際、3.3により、通知した1日の解体できる車両数及び1台あたりの作業時間は、変更してはならない。

4.6 必要な器材の携行

契約相手方は当該作業に必要な器材の他、これに類する装置（付属装置）を携行し解体作業に臨むものとし、官側への借用要求はしないことを基本とする。

4.7 廃油

当該解体に関わる廃油の処置については、解体作業着手前までにその構想を官側へ通知するとともに、駐屯地外へ油が流出しないための処置を万全にする。また、油流出防止のために必要な資材（油吸着マット等）を確実に携行し、流出した際の処置については契約相手方の責任とする。

4.8 ごみ

解体作業で発生したごみについては、契約相手方が持ち帰るものとする。

4.9 作業確認

写真による記録を必要とする際、当該作業状況を写真により記録する。この他、官側（監督官）が撮影による記録を必要とした場合はこれに応じるものとする。

4.10 解体後の鉄くず

4.10.1 解体により生じた鉄くずは、発生の都度（1日を基準）に搬出を基本とする。

4.10.2 一時的に保管する場合は、車両に積載する等いつでも搬出できる態勢にしておくことを前提として、事前に官側と協議のうえ、その日付を設定すること。

## 5 安全管理

契約相手方においても安全責任者を指名し、官側の安全責任者からの安全に対する

要求を理解・遵守し作業に臨むものとする。安全に対する要求に従わなかった場合は、契約不履行とみなす。

## 5 品質保証

仕様書は（GV-Z001013E）を基本とし、当該仕様書に合致しない場合は、是正を作業により要求を満たすこと。

## 6 売払いに関する保全

駐屯地内に関する保全のため、作業場所以外への立ち入り（許可を得た場所以外立入禁止）や写真撮影は禁止する。作業の一時中断においても同様とする。

## 7 仕様書は（GV-Z001013E）に記載されていない車両の解体

### 7.1 1 t 水タンクトレーラー1,000

図 1



図 2



図 3

